

秋田地方最低賃金審議会

令和2年度第3回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年8月5日(水) 13:30～15:10

2 場 所 秋田合同庁舎第二会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から資料により他都道府県の答申状況の説明があった後、金額審議について個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県最低賃金改正決定について、2円引上げて時間額を792円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、この後開催される秋田地方最低賃金審議会(以下「本審」という。)において、局長に対し答申することとなった。
- (2) 事務局から本審の開催時刻、会場について説明があった。